

もっとくわしく学ばなら!?

「あいち消費生活情報」

平成25年3月1日

ウェブサイトが生まれ変わります!!

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

消費者問題の学習支援ツールとして、子どもから高齢者まで幅広くご利用いただける総合サイトへ生まれ変わります。



ウェブサイトイメージ

POINT 01 楽しく学べる学習コンテンツ

悪質商法に遭わないためのレッスン動画や教員マニュアル、事例まんが、消費者かるた、キッズページ、トラブル心理チェックなど、楽しく学べるコンテンツが充実します。



事例まんがの一例

POINT 02 多様な情報発信機能

FacebookやtwitterといったSNSサービスの活用他、スマートフォン専用ページを開発するなど、広く県民の皆さんに情報を発信します。

POINT 03 あなたの街の相談窓口

悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルについて、解決のための助言、あせん等、専門の相談員と一緒に考え、お答えします。お近くの県民生活プラザまでお気軽にご相談ください。

スマートフォン専用ページ (Android, iPhone) 対応

消費者トラブルなど困ったときに活用できるスマートフォン専用ページです。



困ったときは早めに相談しましょう

身近な相談窓口 につながります **消費者ホットライン ☎0570-064-370**

あなたの最寄りの消費生活相談窓口をチェックしておきましょう		主な市町村窓口 各市内に在住、在勤、在学の方を対象としています。	
愛知県	電話番号	受付時間 (祝日等の休日及び年末年始は除く)	電話番号 受付時間 (祝日等の休日及び年末年始は除く) (ただし、豊田等は記載のとおり)
<input type="checkbox"/> 中央県民生活プラザ	☎(052)962-0999	月~金 9:00~16:30 土・日 9:00~16:00	名古屋市消費生活センター ☎(052)222-9671 月~金 毎日9:00~16:15 ☎(052)222-9690 土・日 ※土・日は電話のみ
<input type="checkbox"/> 尾張県民生活プラザ	☎(0586)71-0999	月~金 9:00~16:30	豊橋市消費生活相談室 ☎(0532)51-2305 月~金 10:00~12:00 13:00~16:30
<input type="checkbox"/> 海部県民生活プラザ	☎(0567)24-9998	月~金 9:00~16:30	岡崎市消費生活相談室 ☎(0564)23-6459 月~金 9:00~16:00
<input type="checkbox"/> 知多県民生活プラザ	☎(0569)23-3300	月~金 9:00~16:30	一宮市消費生活相談窓口 ☎(0586)71-2185 月~金 9:00~16:30
<input type="checkbox"/> 西三河県民生活プラザ	☎(0564)27-0999	月~金 9:00~16:30	春日井市市民活動推進課消費生活相談室 ☎(0568)85-6616 月~金 10:00~12:00 13:00~15:00 ☎(0568)81-5111 (代) ※毎月第2日曜日 13:00~16:00
<input type="checkbox"/> 豊田加茂県民生活プラザ	☎(0565)34-1700	月~金 10:00~17:30	豊川市消費生活センター ☎(0533)89-2238 月~金 9:00~16:00
<input type="checkbox"/> 東三河県民生活プラザ	☎(0532)52-0999	月~金 9:00~16:30	豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999 毎日 10:00~17:45 ただし以下の3日を除く ①12月29日~1月3日 ②5月3日~5月5日と その前後に連続する土曜日・日曜日・祝日
<input type="checkbox"/> 新城設楽県民生活プラザ	☎(0536)23-8701	月~金 9:00~16:30	小牧市消費生活相談センター ☎(0568)76-1119 月~金 10:00~12:00 13:00~16:30

悪質商法の手口などをもっと詳しく知るには

あいち消費生活情報ウェブサイト
<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6166
発行月/平成25年2月



こんなとき、あなたはどさする？

CASE ① ワンクリック請求

アクセスただけで登録!? 払わなきゃダメ?



CASE ② サクラサイト

「オトモダチになって!!」...大好きなタレントからのメッセージ!?



CASE ③ キャッチセールス

アンケート協力の特典で無料エステ体験のはずが...



CASE ④ マルチ商法

ネットワーク・ビジネスで簡単、大儲け!?



トラブルに遭わないためのアドバイス

CASE ① ワンクリック請求

- 興味本位で、知らない人からのメールを開いたり、記載されているURLにアクセスしない。
- 契約は売り手と買い手の合意が必要。この場合は契約が成立していないから、請求は無視!
- 絶対問い合わせをしないこと。

CASE ② サクラサイト

- あやしい書き込みは無視するのが一番。
- ネット上で知り合った人を簡単に信用しないこと。
- 別のサイトへ誘導されたら、おかしいと思うべし!
- 安易に連絡先を教えない。

CASE ③ キャッチセールス

- 街で声をかけてきた人に簡単についていかない。
- 安易に連絡先を教えない。
- 強引な勧誘はきっぱり断る。
- 解約したい場合は、右側の**クーリング・オフ**を参考に。

CASE ④ マルチ商法

- 「楽に」「簡単に」もうかるようなウマイ話はない。
- 「あやしい」「ちょっと変」と思ったら、行かない。
- 安易に話に乗らない。
- 解約したい場合は、右側の**クーリング・オフ**を参考に。

消費者の強い味方! クーリング・オフ!!

クーリング・オフとは、消費者がいったん契約した場合でも、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる消費者保護制度です。

次の表に記載してある取引が対象で、すべての契約に認められるわけではありません。たとえば、お店で商品を購入した場合や通信販売で商品を注文した場合は、この制度は利用できません。

ただし、通信販売では、広告に返品特約の表示がなければ、商品を受け取ってから8日間は送料自己負担での返品が可能です。



クーリング・オフ対象	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	

注意事項

- ・クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から起算します。
- ・化粧品や健康食品などの消耗品は、使った分はクーリング・オフできません。
- ・自動車、飲食店での飲食、3000円未満の現金取引、葬儀等はクーリング・オフできません。
- ・事業者がクーリング・オフについて嘘を言ったり妨害した場合や、契約書面に不備がある場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。

*クーリング・オフは書面で通知します。詳しくはウェブで!

中途解約できるんだ!

特定継続的役務提供及び連鎖販売取引は、クーリング・オフ期間が過ぎても、中途解約が可能です。中途解約では法定の解約料と既に提供されたサービスの分だけ支払い、未提供の分について返金を求めることができます。

詳しくは、消費生活相談窓口で相談を!



「トラブルに巻き込まれたかな」と思ったら、すぐに相談しよう! 相談窓口は次のページだよ!